

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

件名 台湾誘客促進北関東三県事業

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ 1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 3段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3. 青少年雇用促進法に基づく認定

○ 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

令和元年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印